大分市報

発行所　大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
辛島　公一郎

旧県庁舎がなくなる

本館　市が県から引受ける

四月中に取りこわす

大分文化会館建設のため取りこわすことになった旧県庁舎本館の解体式が四月十六日午前九時から同本館二階の広間に木下知事、安東市長らが出席して行なわれました。

まず最初に本館の引渡し式があり、木下知事から安東市長に本館の引渡書が、また安東市長から木下知事にその受領書がそれぞれ手渡されました。これで本館は正式に市のものとなったわけで、このあと取りこわしの神事があり、安東市長、木下知事をはじめ来賓が玉串を捧げて工事の無事を祈りました。

引きつづき、安東市長が大分大学助教授仲町謙吉氏に依頼した旧県庁舎の油絵を記念として木下知事に贈り解体式を終りました。

市ではすでに解体式前から本館内部の取りこわしを一部はじめていましたが、十七日から本格的な解体作業を進め、四月中にはきれいに取りこわし、五月早々に大分文化会館の建設に着工する予定です。

市長が知事に贈った油絵

解体される旧県庁舎は大正十年に完成したもので、現在の新庁舎ができた昭和三十七年までの四十一年余り、県政の中心舞台として県民や市民に親しまれてきたところですが、あの赤い屋根の県庁舎を見ることはもうできなくなりました。これからは文化会館の建設と大分市の中央公園にふさわしい城址公園の建設が進められ、大分市の文化の中心地となるわけです。

この跡に建設される大分文化会館は鉄筋三階建で、二千人収容する大ホールのほか、中、小ホール、公民館、結婚式場、郷土資料室など、約四億円の巨費を投じて大分国体までに完成するほか、堀のしゅんせつ工事、城址公園の整備事業もあわせて行う計画です。

なお新築される文化会館内にも県立芸術短期大学教授進来　哲氏に市が依頼した旧県庁舎の油絵を一枚飾ることにしています。

順調にすすむ本館の解体作業

寄付のお礼

このたび大分市社会福祉協議会では次の方々からご寄付をいただきました。紙上を通じ厚くお礼申し上げます。

◇香典返し寄付

羽田三組　山村　輝男殿
中央町二丁目五の20　矢野　一殿
新川西五組　藤田　七郎殿
中島東二丁目　川上　ツギ殿
元町一組　岡崎　一殿
中津留十八組　松井　斉殿
千代町一丁目一ノ5　吉武　[illegible]殿
浜ノ市四組　安部文太郎殿
畑中五組　秦　[illegible]殿
三ツ川　寺司　昭男殿
中春日四ノ二五　川村　[illegible]殿
勢家町二丁目二ノ5　是永　末吉殿
田中町二丁目　池辺　幸一殿
浜町北四組　村上　民吉殿
大分港　津野　[illegible]殿
中島東一丁目　郡田君之助殿
田室町五組　小米良マサ殿
大字東院　葛城　ユキ殿
下宗方八万田　釘宮　直一殿
大字丹生　三浦　嘉文殿
大字里　大平　二二殿
大字一木　岡村　一殿

◇指定寄付

鶴崎、松生直一さんは鶴崎老人会館へ、大在（大字竹下）後藤英明さんは同地区学校建築設備資金へそれぞれ香典返しにかえて寄付されました。また田中町二組池辺幸一さんは社協へ寄付の外青松園に弁天二の五渡辺猛さんは老人ホームへとそれぞれ金一封を、坂ノ市中学校一年六組男女四十五名（代表本田一秀君）から伊東大島大火見舞金として金一封を寄付されました。

◇病気見舞返し寄付

金池南二八組　松下宇太郎殿

不動産取得税のあらまし

不動産の取得とは土地を交換、贈与、売買、埋立などによって取得した場合、または家屋を新築、改築、交換、贈与、売買などで取得した場合です。こうした方法で土地や家屋を取得した方は取得した日から三十日以内に申告して不動産取得税を納めなければなりません。

不動産取得税は不動産を取得したときの価格（適正な時価）に税率百分の三を掛けた額です。ただし、土地を取得した価格が五万円未満の場合または家屋を取得した場合、建築費が十五万円未満または建築以外のときの価格が八万円未満の場合は免税となります。

不動産取得税の納付時期については、大分県税事務所が納税通知書を発行して、納付日を指定しますので、その日までに大分銀行本店、支店、郵便局、県税事務所に納めて下さい。

なおくわしくは大分県税事務所（電話②二八一八番）にお問い合せ下さい。

飼犬の登録と狂犬病予防注射

昭和四十年度（第一回）飼犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で行います。犬を飼育している方はかならず登録と狂犬病の予防注射を受けましょう。なお昭和三十九年度の鑑札は三月末日で無効となります。登録料金三百円、注射料金百五十円。

大分地区

△四月五日　春日公園
△四月六日　大分石炭前、中島十条[illegible]角
△四月七日　中央公民館、長浜神社
△四月八日　六坊千人風呂前、大道一丁目水道局分室
△四月九日　旧県庁西門側
△四月十日　八幡農協、田ノ浦農協（午前九時半～十時半）白木駐在所（十一時～十二時）
△四月十二日　元滝尾出張所前、南大分児童公園
△四月十三日　元東大分出張所前、元[illegible]分所前
△四月十四日　日岡農協、桃園公民館
△四月十五日　元県庁西門側

時間指定のないものはすべて午前九時半から十一時半まで

鶴崎地区

△四月十二日　鶴崎支所
△四月十三日　[illegible]支所前
△四月十四日　[illegible]支所前
△四月十五日　[illegible]支所前
△四月十六日　[illegible]支所前
△四月十七日　乙津公民館（午前十時～十二時）
△四月二十六日　農協三佐支所前
△四月二十七日　農協明治支所前

時間指定のないものはすべて午前十時から午後三時まで。

屋外広告物は許可を受けてから

屋外広告（看板、ネオン、広告塔、アドバルーン）をするには、許可が必要です。またはり紙、ポスターなども許可がいります。まだ許可を受けていない広告主の方は、至急大分土木事務所で許可を受けて下さい。また一度許可を受けた方でも一年経過すると期限が切れますから許可更新申請が必要です。大分土木事務所では一般広告物に対して今後監視を強化し違反者にはどしどし罰則を適用して街の美化を計ることにしていますので市民みなさんのご協力をお願いします。なおくわしくは大分土木事務所（②七三三八、②七三三七、②八六九五）にお問い合せ下さい。

四月のお母さん教室は毎週土曜

大分市助産婦会では、大分保健所と市衛生課の後援で、母と子の健康を守るため毎月毎週土曜日午後一時半から四時まで荷揚町浄安寺でお母さん教室を開いています。

これから結婚する女性、お母さんになる方、結婚前のこどもをもつお母さん方はぜひご出席下さい。受講料は無料です。

◇講習内容

◎第一回（三日）＝女性の生理、妊娠中の衛生と栄養
◎第二回（十日）＝お産の準備と産後の摂生
◎第三回（十七日）＝赤ちゃんの育て方
◎第四回（二十四日）＝赤ちゃんのもく浴、家族計画

お母さん教室は以上四回で終了し毎月この順序でくりかえして教室を開きます

学区外通学は[illegible]

春休みには転校手続を

市教育委員会では、学区外通学は特別の事情がないかぎり原則として認めていません。

現在、学区外の通学をしている方や通学のため現住所の違った場所に架空の住民登録をして学区外通学をしている方に、正式な学区に帰るよう学校から通知をすることにしています。四月の学期始めまでには手続きを終えて、必ず、正常な学区に帰るようにして下さい。理由もなく、事情の申し出もない方は、学期の途中でも学校の指定をして、学校を変つていただくことにしています。くわしくは市教育委員会学校教育課へお問い合せ下さい。

農業委員会役員を改選

大分市農業委員会では、さる三月十八日総会を開き、役員改選の結果次の方々が役員に就任されました。（敬称略、（　）内は関係地区名）

○会長　[illegible]彦馬（大分）
副会長　[illegible]憲平（大南）
　三浦　善七（鶴崎）
○農地部会長　[illegible]矢（大分）
〃　[illegible]九十九（鶴崎）
○農政部会長　[illegible]照（稙田）
〃　副会長　[illegible]半（坂ノ市）
○振興部会長　三浦　善七（鶴崎）
〃　[illegible]（大南）
○地区農地委員会長
大分地区　[illegible]武男
鶴崎〃　[illegible]九十九
大南〃　[illegible]憲平
稙田〃　[illegible]
大在〃　[illegible]
坂ノ市〃　[illegible]
○大分県農業会議一号議員
[illegible]（坂ノ市地区）

＝水道料＝

納付証明票は四月十日までに

水道局では昭和三十九年度分[illegible]を差し上げるため納付証明票を整理しますので旧大分地区内の納税貯蓄組合などで証明票をお持ちの方は、四月十日（土曜）までに水道局に[illegible]下さい。

バイク　軽自動車

名義変更、廃車の手続きは早めに

四十年度の軽自動車税の課税時期となりました。原動機付自転車（バイク）や軽自動車（二、三、四輪）などを以前所有していられた方で、名儀、車体変更、廃車などの手続きを済まされていない方は早めに手続きをして下さい。原動機付自転車、小型特殊自動車は、市役所課税課または各支所税務課に、軽自動車は、大分陸運事務所（今津留）へ印鑑、書類、標識番号（廃車の場合のみ）などをもっておでかけ下さい。

ボートを拾う

昭和四十年三月十日、大分川舞鶴橋下流でボート一そうを拾得しました。お心あたりの方は市社会課まで申し出て下さい。

「東京オリンピック」上映日程を変更

今中央映画劇場で上映中の市民映画「東京オリンピック」は前号の市報で四月十六日まで上映とお知らせしましたが、日程が変更となり、四月九日までとなりました。なお団体鑑賞券を二百三十円で市中央公民館、市役所秘書課、各地区中央公民館で発売していますのでご利用下さい。

窓口はこちらです

市民便利帳

市民課の巻　その1

お役所といえば、まだまだ固苦しい、近よりがたい所だと考えている方が多いようです。これはひとつには「どんな用件の時はどこへいけばよい…」ということがよくわかっていないからのようです。そこで、みなさんが気軽においでいただけるよう、市民便利帖として、市役所の窓口案内をシリーズでとりあげてみました。

市役所の窓口を一本化したのが市民課です。その事務内容は、戸籍関係事務、住民登録事務、印鑑事務、米穀配給事務のほか、各種の諸証明事務も取扱っています。

そのほか、防犯や自衛官募集事務、暴力絶滅運動など、みなさんの日常生活と直接つながりのある仕事をしています。

各支所では、鶴崎支所の市民課、他の支所では市民係で取扱っています。

戸籍関係事務

届出の時は印鑑をお忘れなく

みなさんが各種の届出や謄抄本、諸証明書を求められる場合の手続きはつぎのとおりです。この届出に必要な用紙は市民課窓口、支所市民係に用意してあります。

また捺印もれや訂正印を必要とすることがしばしばありますので印鑑は必ずお持ちになって下さい。

◇―出生届―◇

赤ちゃんが生れたときは、生れた日から十四日以内に届出て下さい。

◇―死亡届―◇

家族が死んだ場合、七日以内に医師の死亡診断書または検案書を添えて届出て下さいなお市内で火葬するときは、火葬許可証をとらなければなりませんが、その場合死亡者が一才未満七〇〇円、一才～四才七五〇円、四才以上八〇〇円の手数料がかかります。また市の霊きゅう車を使用のときは使用料として千五百二十円かかります。

この死亡届や、火葬、霊きゅう車の手続きは勤務時間外の夜間でも日曜日でも市役所の宿直で受けつけます。

◇―婚姻届―◇

結婚したときは、婚姻届に夫と妻が署名捺印し、二名の証人（署名捺印）をつけて届出します。その際夫妻それぞれの印鑑をご持参下さい。

◇―離婚届―◇

離婚するときも、婚姻届と同じように証人二名の署名捺印の上、届出て下さい。

◇―転籍届―◇

大分市に住んでいる人で本籍が他の市町村にある人が、本籍を大分市に移そうとするときはこの届出をしなければなりません。

◇―養子縁組届―◇

届けは婚姻届と同じです。印鑑は養父母と養子のものが必要。

◇―養子離縁届―◇

養父母と養子が離縁するときは、離婚届と同じ方法で届出をします。

◇―認知届―◇

実子（嫡出子）以外の子供を自分の子供として認めるときにこの届出をします。届出する先は認知する人（父）の本籍地か住所地の役場に届出ることになっています。

大分市の人口

昭和40年3月1日[illegible]

地区名	戸数	世帯数	人口		
			男	女	計
大分地区	28,675	33,354	68,162	[illegible]	[illegible]
鶴崎〃	5,572	6,126	14,704	[illegible]	[illegible]
大南〃	3,338	3,484	[illegible]	[illegible]	[illegible]
稙田〃	2,867	2,889	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大在〃	1,359	1,827	[illegible]	4,276	[illegible]
坂ノ市〃	2,910	2,966	6,199	7,034	[illegible]
総計	44,721	50,646	108,140	[illegible]	[illegible]
前月比増減	+81	+94	+223	[illegible]	[illegible]

多い目方不足の商品

あなたは正量で品物を買っていますか

大分県計量検[illegible]ことがわかり[illegible]

検査の方法は[illegible]（正味量表記商品[illegible]います）

㈠ 正味量表記商品

[illegible]

㈡ 面前計量商品

[illegible]で計ってくれる商品に[illegible]があるなんて！」と信じ[illegible]ない方もあることでしょう。

面前計量商品を検査することはいろいろむずかしい問題があって、検査数は五百三十九件と統計的には十分とはいえませんが、その内訳を見ると（下表）、わたしたちの日常生活にかかせない米、野菜、魚、肉、砂糖、お茶などに目方の足りないものが相当数でています。そして目方の不足件数率は全国平均の十二パーセントに比較して、二十七パーセントと倍以上になっています。中には正味量表記商品[illegible]もあり、たとえば、お[illegible]の場合、百のうち十[illegible]であるのに対して、面前計量商品では百のうち六十五が目方不足となっています。このほか砂糖や麦もそうです。目の前で計ってくれたのだから安心ということはできません。けっきょくは割高の商品を買っていることになるのです。

㈢ 目方不足なくすには

こうした目方不足の商品が多いということは、卒直にいって業者も消費者も「計量」に対する関心が低いことによるもので、大都市になればなるほど、一般家庭の計量意識が高く、計量器の需要が増しているということです。

とくに東京では婦人団体が各種の商品を買い値段や品質、目方などを分析し、これを婦人活動にとり入れ、組織的な値下げ運動や目方不足の追放に努力しています。

要はみんなが計量に対する関心を高め、一般家庭でも計量器を使うようにし、買物をする場合もはかりの針に注意し、袋づめのような包装した商品を買う場合も、内容量を表示したものを買うのが確実です。

㈣ 目方不足の原因

紙袋やうす板など風袋を差し引かないで計量しているために目方不足となる場合がおおいようです。紙袋やうす板などは四グラム～八グラム、重たいものは二十グラムもあります。このほか検査に合格していない不良の計量器を使ったり計り方が粗雑であったりする場合もあるようです。業者も消費者も正しい目方で売買をするようにしたいものです。

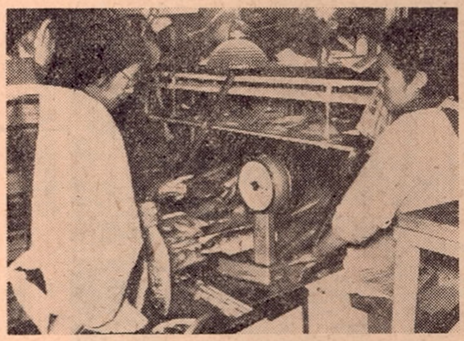

品物は正量で売買しましょう

量目不足商品の比較表

正味量表記商品		面前計量商品	
品名	不足件数率	品名	不足件数率
畜産加工品	47.8%	米	65.0%
酒かす	42.8	果物	55.8
食肉加工品	38.9	砂糖	45.1
豆炭	36.3	食肉	42.1
砂糖	35.2	麦	33.3
プロパンガス	33.0	海産加工品	29.8
お茶	26.8	魚貝類	22.0
乾めん	24.5	小麦粉	18.0
食油	23.5	マカロニー	17.0
麦	22.0	お茶	16.6

農作業メモ

害虫防除

春に[illegible]気温が上昇すると病害虫の発生が目[illegible]つようになります。[illegible]害する害虫はアブラ虫（[illegible]）が主で、黒斑病、ウドンコ病、[illegible]病などですから、[illegible]早期発見、早期[illegible]

百倍液を[illegible]防除して下さい。ビニール[illegible]ハウス内での害虫は青虫、アブラ虫[illegible]などで、ウドンコ病、黒斑病、ボトリチス病などが発生します。[illegible]特にハウス内の湿度、温度のバランスに注意しなければなりません。[illegible]常に温度が上昇するので、[illegible]か、くもりの日に防除を行い、薬剤は、薬害のない安定したものを使います。その際、薬剤の濃度には十分注意しましょう。花が咲い[illegible]ている時の病害の防除は、ステン[illegible]

[illegible]ます。黒[illegible]

また春は輪作の転換期ですから土壌病害虫の防除を行いましょう菊の葉線虫、ネコブ線虫、ネグサレ線虫などは、ネマヒューム三十[illegible]を使い、立枯病、球根類の根腐れの[illegible]土地にはドロクロが適しています。防除方法としては三十センチ[illegible]のようにして一つの[illegible]を流しこみます。[illegible]をして三、[illegible]まきます。[illegible]バランスをよくととのえ[illegible]また一番楽しく[illegible]ところがその中に[illegible]とだいなしになりますから、特に病害虫防除については力を入れて下さい。

× × × × ×

料理講習会

受講者を募集

市衛生課では市内に在住する家庭の主婦を対象として、料理講習の受講者を募集しています。受講料は無料。受講ご希望の方は町内の婦人会など十名以上あつまるグループ単位で、四月十五日までに市衛生課に申し込んで下さい。講師は市衛生課の栄養士があたり、指定された場所え出張して講習会を開きます。なお会場、材料、器具は各グループで用意していただきます。

春の防犯心得

外出するときは必らずカギを

春はお花見に、行楽にと人の心もうきたち[illegible]生活防衛に[illegible]ちです。[illegible]ことから[illegible]時期には[illegible]ねらうドロボー[illegible]行楽地での[illegible]暴力ざた[illegible]えてまいります。警察でも[illegible]には、これらの[illegible]罪の取締りにあたりますが、[illegible]さんも次のことに注意して、[illegible]かからないようにじゅうぶん[illegible]構えと準備をととのえていただきたいものです。

◇窃盗防止　[illegible]行楽シーズンにはとかく外出が多くなりますが、留守にする時は必らず戸締りを忘れずに、まさかこんなところと油断している高窓や[illegible]の窓などからもドロボーは忍びこみます。掛金や、五寸釘などで二、三ケ所とめておけば、プロのドロボーもちょっと手が出ません。また行楽地や乗物の中はスリの絶好なかせぎ場です。現金はなるべく肌身につけるように、また大金は出来るだけ持ち歩かないことが大切です。

◇行楽地などで暴力被害にかからないために　[illegible]歓楽街などで、ぐれん隊[illegible]につけこまれたり、「イ[illegible]」をつけられ、なぐられたり、「ユス」られたりすることがありますが、みんなが「いかがわしい場所に立入らない」「酒をの[illegible]」「口実を与えない」[illegible]ければ未然に防ぐこと[illegible]もし被害にかかった[illegible]警察に届けましょう。

◇子どもさんの不良化防止には　[illegible]子どもさんの進学、就職など[illegible]ですが、例年この時[illegible]蒸発、飲酒、家出など[illegible]各種の非行をおこしやすい[illegible]少年が多くなり、最近では[illegible]の非行が目立っています。「うちの子どもに限って」という子どもに対する過信をさけ、日ごろから学校とじゅうぶんな連絡をとって、子どもたちの日常生活を知り、適切な指導が大切です。

農地未墾地取得資金の貸付

申込は五、七、九、十一月

最近、農業経営の安定を図るためには、経営規模の拡大が必要だといわれます。つまり農地や未墾地を取得して適地適作による農業収入の増大を図れということです。そしてそのような経営拡大をはかる農家や法人に対して、国では農地や未墾地を取得するに必要な資金を、自作農維持資金[illegible]つて貸付けることになって[illegible]この資金の借受申込期日は[illegible]七、九、十一月の四期と[illegible]ります。希望者は関係農業[illegible]合を通じて市農業委員会[illegible]お申し込み下さい。

一、農地、未墾地取得資金

種別	最高貸付額	利子	償還期間
個人	八十万円	年三分五厘	据置期間とも二十五年
法人	三百万円	〃	

二、自作農維持資金

種別	最高貸付額	利子	償還期間
個人	五十万円	年五分	据置期間とも二十年

◇子どもの水遊びに注意　水ぬるむ三、四月、子どもたちは水に親しみはじめます。水死事故もこの月が年間を通じて一番多く小学生や幼児の水遊びには十分注意しなければ危険です。

納税通知書

各納期分を一括発行

固定資産税、都市計画税の納税通知書を今まで四月、七月、九月、十二月の各納期ごとに発行していましたが、今年から事務合理化のために四月に各納期の納付書を一緒に納税通知書に添付して発行することになりました。この納税通知書は領収書を兼ねていますから大切に保管して第二期以後の納期には添付してある納付書でお納め下さい。第一期または第二期、第三期の納期にご都合で後の納期分を合せて納めていただく場合、この納税通知書は大変便利ですからご利用願います。後の納期分まで一緒に納めていただいた時は課税課に連絡の上前納報奨金をお受取下さい。なお市民税もこの方法をとりますので、ご了承の上ご協力願います。

国保税の納期が変る

国民健康保険税の納期が変わります。今まで各地区別にそれぞれ回数が異りとても不便でしたが、四十年度から次のとおり統一することになりました。

第一期　四月十五日～四月三十日
第二期　六月十五日～六月三十日
第三期　八月十五日～八月三十一日
第四期　十月十五日～十月三十一日
第五期　十二月十五日～十二月三十一日
第六期　二月十五日～二月二十八日

これは納税組合などの事務の軽減をはかり、一面医療費の増加にともない役所の事務費などを極力節約し、できるだけ医療費にまわすと共に保険税の軽減なども全市統一した事務を行う必要から改正されたものです。このため年十回納付の鶴崎地区、毎月納付の大南、稙田、大在、坂ノ市地区では今後一回の税額が約二倍となりますが右のような事由によるものですからご了承願います。なお医療費は一月から九・五％の引きあげが行われ加えて流感などのため昨年から見ますと約三割も増加して来ました。是非完納して、国民健康保険の健全な運営にご協力をお願いします。

鶴崎地区 ジフテリヤ・百日咳の予防接種

第1回	第2回	第3回	接種場所
月　日	月　日	月　日	
4.1	4.20	5.11	三佐小学校 別保小学校
4.2	4.21	5.12	高田小学校 川添小学校
4.6	4.22	5.13	明治小学校 松岡小学校
4.7	4.23	5.14	鶴崎公民館

接種時間はいづれも午後2時～4時まで

鶴崎地区のジフテリヤ、百日咳の予防接種を四月一日から上の表の日程により、各校区ごとに行ないます。①生後三ケ月～六ケ月の乳児（第一期）②前号の予防接種後十二ケ月～十八ケ月経過した幼児（第二期）をお持ちの方は、もよりの接種場で受けて下さい。

料金は、第一期該当児（三回接種）百五十円、第二期該当児（一回接種）五十円。

養命大学を開講

中央公民館では、健康なからだを養い、明るく楽しい家庭を築き、よい大分市民となるための養命大学を四月二十三日午後一時から荷揚町老人会館で開講します（毎月第三金曜日開講）。大分市に住んでいる六十才以上の方ならだれでも受講できます。会費は不要ですが、運営費として年間実費百円をいただきます。受講希望者は四月五日～四月十五日までの間に金池町三丁目中央公民館へ直接お申し込み下さい。定員九十名に達したら締切ります。講座内容は、知名士の講演、会員の体験発表、レクリエーション、見学などです。ふるってご参加下さい。

歌会始め

題は「声」

昭和四十一年歌会始めの題は「声」と定められました。一人一首限りとし、未発表の歌であること。詠進の用紙は、半紙白紙一枚を用い毛筆で自書します。九月一日から十月十日までの間に詠進。あて先は「東京中央郵便局区内宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えて下さい。住所、氏名、生年月日、職業を明記のこと。

保健婦日誌

早朝声をかけられ出て見ると助産婦さんであった。「ちょっとご苦労して下さい」といわれ、何事かと思い急いで一緒に出かけた。行く途中の話の様子では、〇〇町のAさんの子どもで、出生時体重二六〇〇グラムであったのが、今日で生後二十日もなるのに生れた時より小さくなっているという。出来れば入院させたいという。その手順まで話しているうち目的の家に着いた。声をかけると中から主人が出て来た。真剣なまなざしで「保健婦さんですか、うちの子どもは助かるでしょうか良くみて下さい」といわれ、案内された。見ると母親は青白い顔をしている子どもを心配そうに見守っている。「赤ちゃん如何ですか」「お乳は飲めますか？」と聞きながら子どもの顔を見ると、かさかさの皮膚、しわが多く老人のような顔をし足の甲など薄く、何だかよくこれで生きているなと思うような姿だった。生後十四日に測定した体重が二〇〇〇グラムしかない。これでは未熟児同様である。母親の話によると、こんなにあっても泣き声は大きく、午前中はすやすやとよく眠り気嫌は良いという。また四、五日前までは、お乳も力強く三十分程吸っていたが、近頃は余り吸いたがらないという。これは母親が育児に非常に無知であり、明らかに母乳不足であると[illegible]た。寒期のきびしい時で[illegible]りこんな障子の多い部屋はよくない。そこで養育医療について話し、入院をすすめたが、父親は気がすすまないという。さっそく家庭としてのコウリベッドを作りすき間風を防ぐよう出来るだけの手段をとった。母乳不足については混合栄養法について話しすぐミルクを買い調乳して飲ませた。やっとの思いで吸い始めたが、四〇cc程飲んで口に含んだまま眠ってしまった。調乳方法について詳しく説明して、少しづつ増量するように話した。二日後に訪問し、ミルクの飲みぐあいについて聞くと、現在一回に九〇cc程飲みだしたという。父親も安心したような顔で子どもをのぞき込んでいた。日増しに体重も増加し三ケ月後に会った時、見違える程の発育振りに驚いた。その後お会いする[illegible]陰様で発育[illegible]す」と[illegible]で交される[illegible]あの日のことが想い出されるのでした。